

大分市地域生活支援拠点等整備推進事業

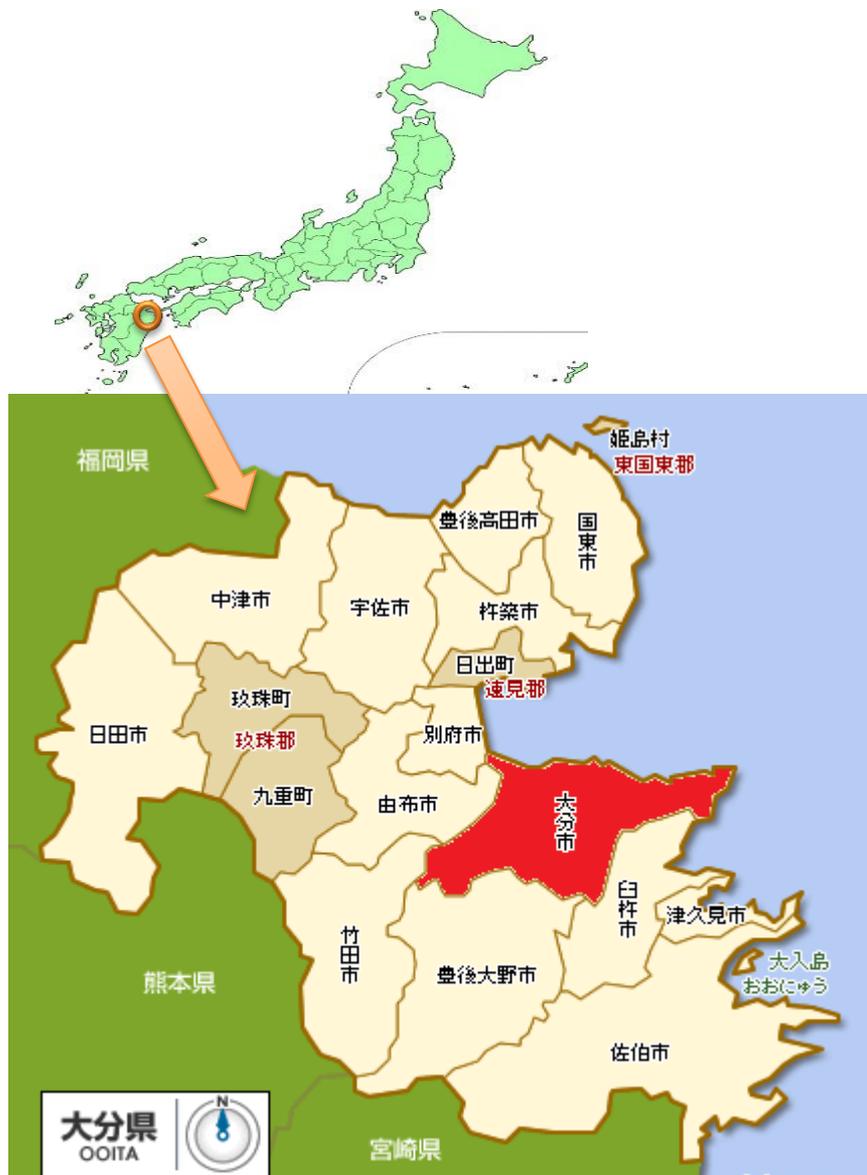


本資料は、大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会の会議資料等を基に作成しており、平成28年度も検討中であるため、今後において内容が変更する場合があります。

目次

1	大分市の概要	3
2	大分市地域生活支援拠点等整備推進事業	4
3	平成27年度地域生活支援拠点等整備推進モデル事業	7
4	現在の大分市地域生活支援拠点等整備（案）	9
5	協議会等の開催実績	11
6	基本方針（整備方法）の検討	12
7	障害者の地域生活の課題・支援ニーズ	14
8	相談	16
9	緊急時の受け入れ・対応	24
10	地域の体制づくり	30
11	体験の機会・場	32
12	専門的人材の確保・養成	33
13	大分市地域生活支援拠点等の機能	34
14	整備目標・目標の実現に向けた課題	35
15	今後の取り組み	36

大分市の概要



人口・世帯数 (H28.11月末現在)

総人口 479,669人

男性 230,391人

女性 249,278人

世帯数 216,679世帯

障害者数 (H27年度末現在)

身体 21,139人

知的 3,631人

精神 3,248人

合計 28,018人



大分市地域生活支援拠点等整備推進事業

事業目的

障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう地域全体で支える切れ目のないサービス提供体制の構築を図る。

第4期大分市障害福祉計画

平成29年度末までに地域生活支援拠点等を市内に1箇所整備するよう努める。

実施主体

事業参画法人等

大分市

社会福祉協議会
地域の関係団体

学識経験者
障害福祉サービス事業者等※

※ 説明会を開催し、事業の周知を図るとともに協議会等への参画を募った。 ⇒ 8 社会福祉法人、1 医療法人から参画希望

大分市地域生活支援拠点等整備推進事業

事業内容

①大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会の開催

社会福祉協議会、学識経験者、障害福祉サービス事業者、地域の関係団体等を構成員とする推進協議会を設置し、市内の実情に応じて、どのような機能をどれだけ整備していくか等について検討（平成28年度中に整備内容を取りまとめ）

②作業部会の開催

協議会に作業部会を設け、具体的な検討・調査等を実施

③大分市障害者自立支援協議会等への意見聴取

本市の実情に応じた体制の整備について協議を行う重要な役割を担うものとして、大分市障害者自立支援協議会等への意見聴取を実施

最終意見

市長（市事務局）

【協議会等の位置付け】

大分市障害者自立支援協議会

生活支援部会

就労支援部会

こども部会

参画

意見

意見

大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会

参画

その他の委員

参画
4名

意見

社協1名・学識1名・障福事業者等7名
地域関係団体3名・行政機関2名

作業部会

参画
11名

障害福祉サービス事業者等

【委員の任期】平成27年11月19日から平成29年3月31日まで

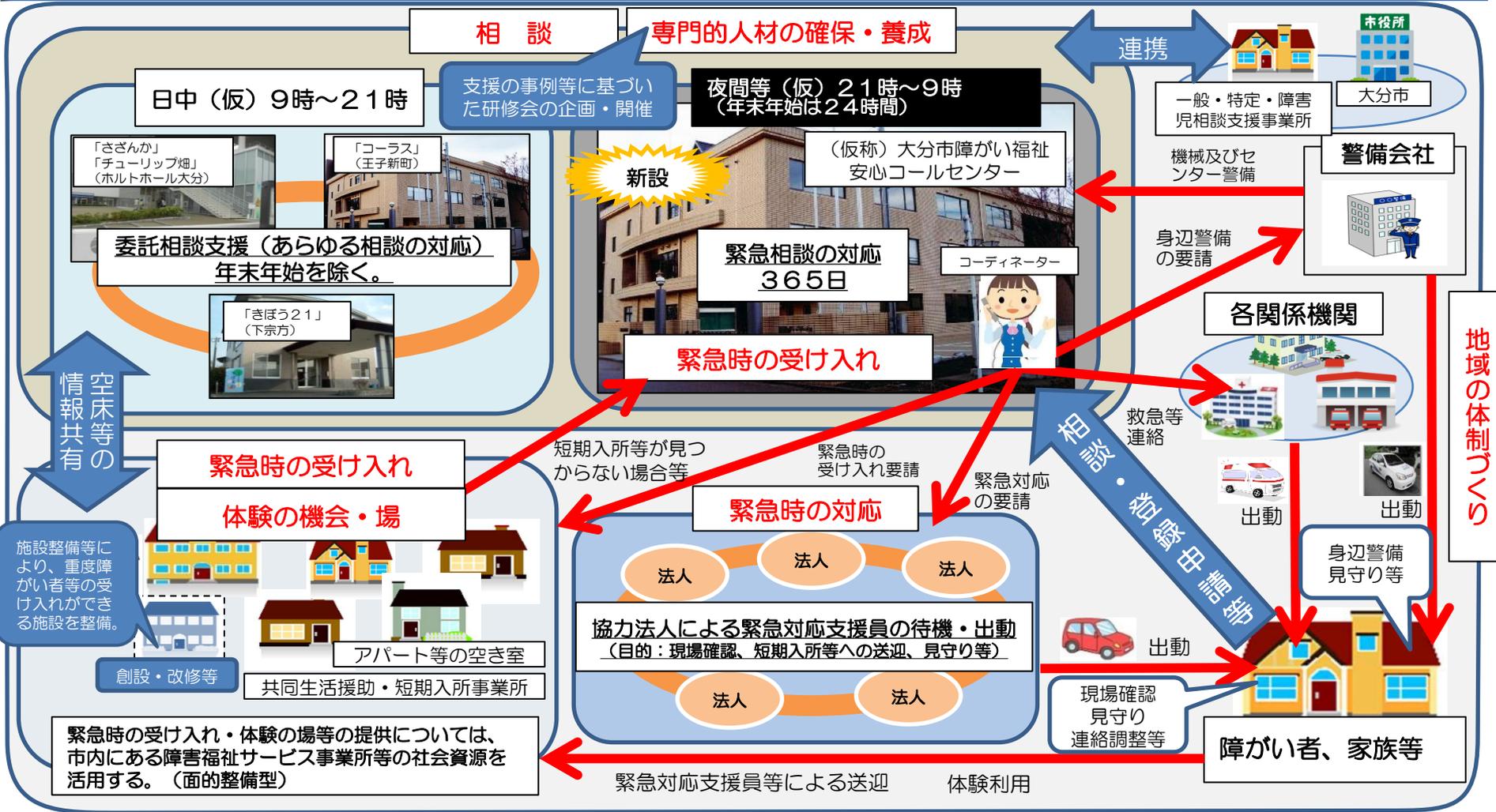
平成27年度地域生活支援拠点等整備推進モデル事業

厚生労働省は、地域生活支援拠点等の整備を促進するため、平成27年度において、拠点等の立ち上げを支援するとともに、集めたノウハウを全国にフィードバックしていくことを目的に「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業」を実施した。

本市は、地域生活支援拠点等の整備について先進的に取り組むため、モデル事業へ応募し、全国9箇所が選定され、その内の1箇所として事業を実施した。

番号	都道府県	自治体	番号	都道府県	自治体
1	栃木県	栃木市	6	新潟県	上越市
2		佐野市	7	京都府	京都市
3	千葉県	野田市	8	山口県	宇部市
4	東京都	大田区	9	大分県	大分市
5		八王子市			

モデル事業における整備イメージ案【面的整備型】（H28.3.30時点）



- （大分市地域生活支援拠点等の整備に当たって求められる5つの機能の整備内容について）
- ①相談・・・委託相談支援事業所4箇所及び新設する（仮称）大分市障がい福祉安心コールセンターにより、様々な相談に対応。
 - ②体験の機会・場・・・市事業の「自立生活促進事業（アパート等による宿泊訓練等）」の対象者の拡大等。
 - ③緊急時の受け入れ・対応・・・（仮称）大分市障がい福祉安心コールセンターを新設し、夜間・早朝帯（（仮）21時～9時（年末年始は24時間））における緊急時の支援体制の構築。
 - ④専門的人材の確保・養成・・・相談支援専門員連絡会等を活用し、緊急時の対応の事例に基づいた研修会の定期開催等。
 - ⑤地域の体制づくり・・・大分市障がい福祉安心コールセンターにコーディネーターを配置し、緊急時に迅速な対応ができるよう地域の関係機関と連携強化。施設整備により、重度の障がい者等の受け入れができるグループホーム・短期入所等の整備。

現在の大分市地域生活支援拠点等整備（案）

大分市地域生活支援拠点等整備推進事業の年次計画

本市は、平成27年度における当該モデル事業のみならず、平成28年度も引き続き整備の基本方針及び事業内容について協議を進めている。今年度中に整備の基本方針等の意見を取りまとめる予定。

年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
整備の基本方針・整備内容の検討等	モデル事業 →	→		
運営開始前の準備等	※2年間かけて整備方針等の検討を行っている。		→	
運営開始				→

モデル事業の整備内容からの主な見直し

①「24時間365日対応の相談窓口」 ⇒ 「運用開始時は、365日対応の相談窓口」（運営開始時は開所時間を3時間延長し、夜間帯等の相談支援のニーズを検証しながら、段階的に開所時間を延長するか検討）

② 当該事業にかかる運営協議会の設置（事務職員配置）

協議会等の開催実績

27年	9/24	事業者説明会（17法人）	28年	3/11	委託相談支援事業所協議
	11/19	推進協議会 第1回会議		3/15	第7回作業部会
	11/27	第1回作業部会		3/23	相談支援専門員連絡会意見聴取
	12/10	第2回作業部会		3/25	第8回作業部会
	12/25	第3回作業部会		3/30	推進協議会 第3回会議
28年	1/18	第4回作業部会		6/16	協力法人の管理者協議
	2/3	第5回作業部会		9/23	第9回作業部会
	2/16	推進協議会 第2回会議		9/30	推進協議会 第4回会議
	2/23	自立支援協議会意見聴取		10/20	事業者説明会（全事業所）
	2/29	第6回作業部会		11/29	委託相談支援事業所協議

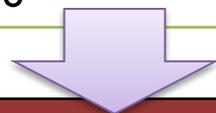
協議会 4回 作業部会 9回 その他意見聴取等 7回

基本方針（整備方法）の検討

❖ どの法人のサービスを利用しても、あるいは、していなくとも、誰でも気兼ねなく相談（通報）できたり、駆け込んだりすることができるという、法人の垣根を取り払った相談窓口体制を整備するためにも、面的整備型が望ましい。

❖ 市内には500か所以上の事業所があり、連携して市内全体を支援していくといったときにも、十分な事業所数があると考えられるため、面的整備型が望ましい。

❖ 面的整備型を推進するにあたっては、メリットデメリットがあるが、各事業所が協力して知恵を出し合いながら、デメリットの項目を一つずつ解消し、メリットの項目をより増やしていく議論を行うことが大切である（項目は次頁参照）。



大分市の整備・運営方針『面的整備型』

市内の事業所等が連携して、障害者の地域生活を支援

多機能型・連携型の各問題点

	多機能拠点整備型	面的整備型
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・運営管理が行いやすい ・専門職員育成がしやすい ・支援ネットワーク不要 ・GH定員10➡20名までに 	<ul style="list-style-type: none"> ・今のサービスを有効活用 ・財政負担が少ない ・バランスよい3障害対応 ・支援規模の拡大が容易 ・夜間等支援負担が分散
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備の財政負担大 ・建設地の確保困難 ・実施法人に夜間負担大 ・専門性が偏り地域の資源になりにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>運営管理</u>が難しい ・<u>ネットワーク構築</u>が難しい ・<u>情報共有</u>が難しい ・当番制の配置は<u>職員育成に時間を要し</u>各法人に熟練した職員が必要

障害者の地域生活の課題・支援ニーズ

地域生活における喫緊の課題

- ① 本人の高齢化・重度化 ⇒ 介護者負担大
- ② 家族の高齢化 ⇒ 介護力が低下し、生活基盤となる暮らしの場が不安定に
- ③ 親族等の頼れる者の減少 ⇒ 介護者の突発的な病気・けが等のリスク高まる

地域生活支援拠点等の必要性

可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らしていくための新たな障害福祉施策
⇒ 「地域生活支援体制」が求められている。

夜間帯（18時以降）の☎連絡の具体例

<u>車いすから落ちた</u>	施設 <u>見学に同行</u> してほしい
便が出なくて <u>お腹が痛い</u> (トイレに3時間いる)	家族から <u>殴られて二人で家から逃げてきた</u> 。 <u>今夜過ごせる場所がなく</u> スーパーにいる
いま <u>退院</u> してきた。 <u>ヘルパー支援</u> を	室内で転んで動けない。 <u>救急車を呼んで</u> ほしい
<u>家族が手術</u> をするが、その間 <u>本人の支援</u> は	<u>年金</u> の申請に関すること
本人が <u>多量服薬</u> したので <u>病院受診</u> させたい	福祉 <u>サービスの利用</u> に関すること
他事業所の <u>クレーム</u> を聞いてほしい	<u>家族が緊急入院</u> して <u>本人が一人残された</u> 。心配なので連絡した (民生委員から連絡)
<u>お金</u> の不安	
<u>作業所には行きたくない</u> 。変えたい	
<u>死にたい</u> 。 <u>幻聴</u> が聞こえる	
<u>親がぎっくり腰</u> になった。子どもの <u>ショートステイ</u> 先を	障害のある家族3人を残して <u>父親が戻ってこない</u>

相談

協議会等において、「親亡き後」の問題は現時点でも起き始めている課題であり、障害者の日常生活を24時間途切れのない相談体制で支援し、地域で身近な支援拠点等となるよう、24時間365日対応の相談窓口の構築を望むといった意見があった。

24時間365日対応の相談窓口創設に向けて検討開始

現在の相談支援拠点の場所



- ◆大分駅南側正面
- ◆身体・知的・精神・児童委託相談3事業所
- ◆第2・4月曜、年末年始休館日。夜間帯も閉館
- ◆事務所狭小
- ◆相談室は2部屋のみ



大分市の委託相談支援事業所

身体
A法人

知的・児童
B法人

精神
C法人

精神
D法人

共同入居

単独

今後の相談支援拠点の場所（移転先）

旧ホルト園

大分市直営の施設

- 以前は委託相談支援事業所が入居
- 西部公民館と合築
- 入口は独立・各種設備
- 独自の施設運営が可能
- 部屋数が多い
- 緊急受入機能が可能



大分市の委託相談支援事業所

身体
A法人

知的・児童
B法人

精神
D法人

必要な地域生活支援体制

緊急時に夜間でも休日でも相談ができ、万が一の時に必要な支援が得られる体制が必要

いつでも相談できる
窓口の創設

(相談例) 家族の体調不良・死亡、本人の急なパニックや体調不良、行方不明、虐待、家庭内暴力、DV等

緊急対応の
人的・物的体制構築

(対応例) 現場確認、面談、見守り、一時保護、短期入所・医療機関等への同行等

24H365日開所
できる建物

緊急時に宿泊
できる建物

緊急対応支援員
の見守り可能

旧ホルト園 (西部公民館合築) の活用

■パターン①(日勤2名+遅番2名+宿直2名)

	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	
A				通常勤務				休																	
B							遅番勤務				休														
C							"			休															
D	宿直																宿直								
E	宿直																宿直								

■パターン②(日勤2名+遅番1名+夜勤1名+宿直1名)

	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	
A			早番勤務				休																		
B			通常勤務				休																		
C											遅番		休												
D	夜間勤務																	夜間勤務			休				
E	宿直																宿直								

大分労働基準監督署との協議

夜間・早朝帯は宿直を想定
実際に配置が可能か労基署に相談

センター業務内容

対象者が多く相談内容も多岐に亘り、待機中も精神的緊張を伴い実際に仮眠できるか疑問

コンビナート監視

ほとんど何もしないが非常事態になれば大災害となることから精神的緊張が高いので宿直を認めない

実績ないため当初から許可できない

行政機関の事業は特に厳格審査

全国発信できる正しい運用

夜勤で業務を実施し、電話等の頻度の実績を作ってからであれば宿直勤務許可の協議に応じることはできる。

夜間勤務の問題点

夜間・早朝帯は夜勤に変更

問題①

夜勤の休憩時間には、もう一人夜勤者が必要
誰もいないと実質的に休憩がとれないため問題

問題②

夜勤の労働時間は法定労働時間に含まれるため
日中の勤務時間の削減により新たな採用が必要

夜勤2名では相談の需要に比べ相対的に人件費が高い？

夜勤や携帯電話以外の新たな方法として
民間の警備会社に業務委託できないか？

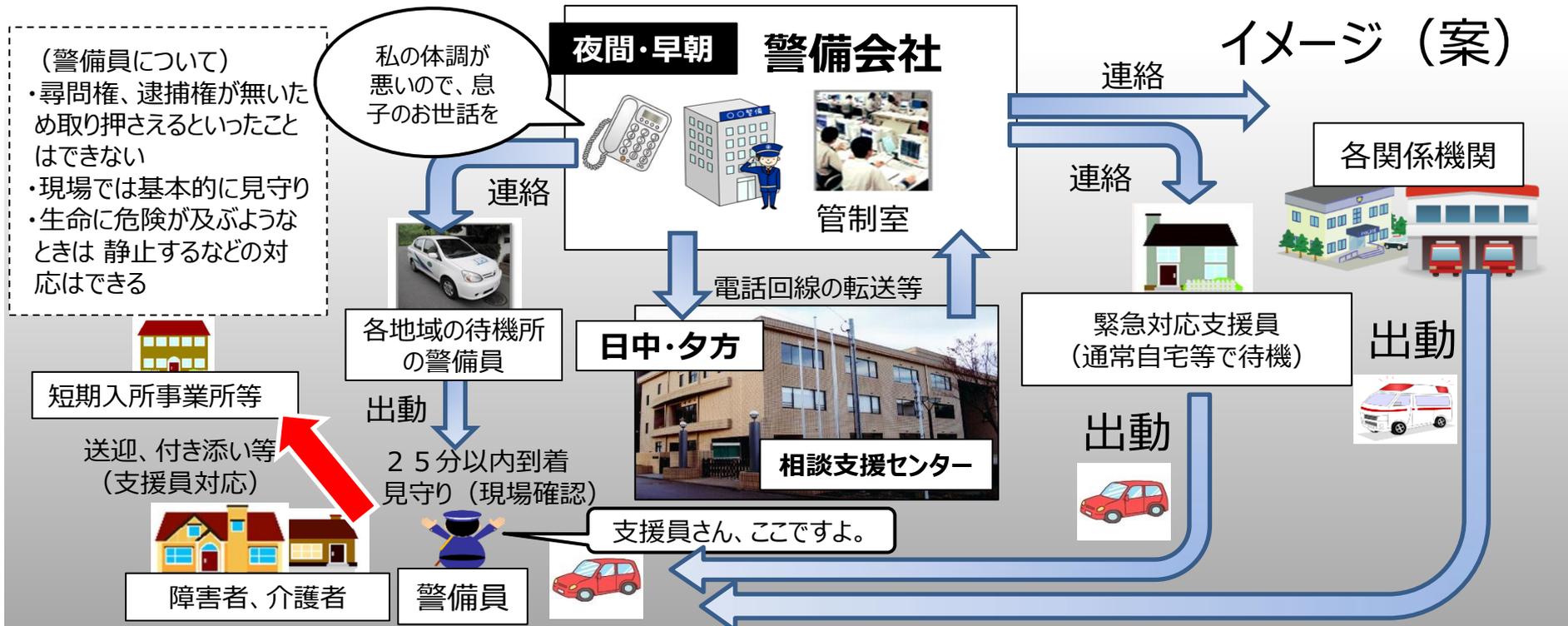
民間警備会社との連携

夜間相談受付

21時～9時は警備会社が相談受付を行い必要に応じて相談支援専門員等に連絡

緊急出動

必要に応じてパトロール員を現場に急行させるとともに利用者や緊急対応支援員の安全を図る



専門性が全くない警備会社での対応は困難 → 委託断念

夜間勤務の再検討

適切な夜間職員の配置が可能なのか？

問題①	問題②	問題③
現状として参画法人の職員数に余裕がない	現在の求人状況を踏まえると、適切な人員確保の確証が得られない	的確な支援ニーズを踏まえずに、人員増加はリスクが大きい



無理なく持続可能な支援体制を構築すべき

夜間帯等の相談支援のニーズを検証しながら、

段階的に開所時間を延長していくか検討

運営開始時は、開所時間を21時まで(現行18時)
に延長し、相談支援のニーズを検証

緊急時の受け入れ・対応

緊急ヘルプコール

(仮称) 大分市障がい福祉相談支援センター

身体・知的・精神・児童

3 障害+児童の委託相談支援事業所が共同入居

緊急時受入

- 短期入所・G H
- 自立生活促進事業で活用しているアパート等
- 医療機関

緊急時出動

- 利用先法人
- 特定相談支援事業所等
- 相談支援センター
- 緊急対応支援員 (新設)

緊急時要請

- 救急・警察
- 行政
- 関係機関
- 専門機関

受け入れ
先が無い

相談支援センター建物内の
休憩室で一時待機 (新設)



緊急対応支援員

委託相談支援事業所の人的バックアップ体制

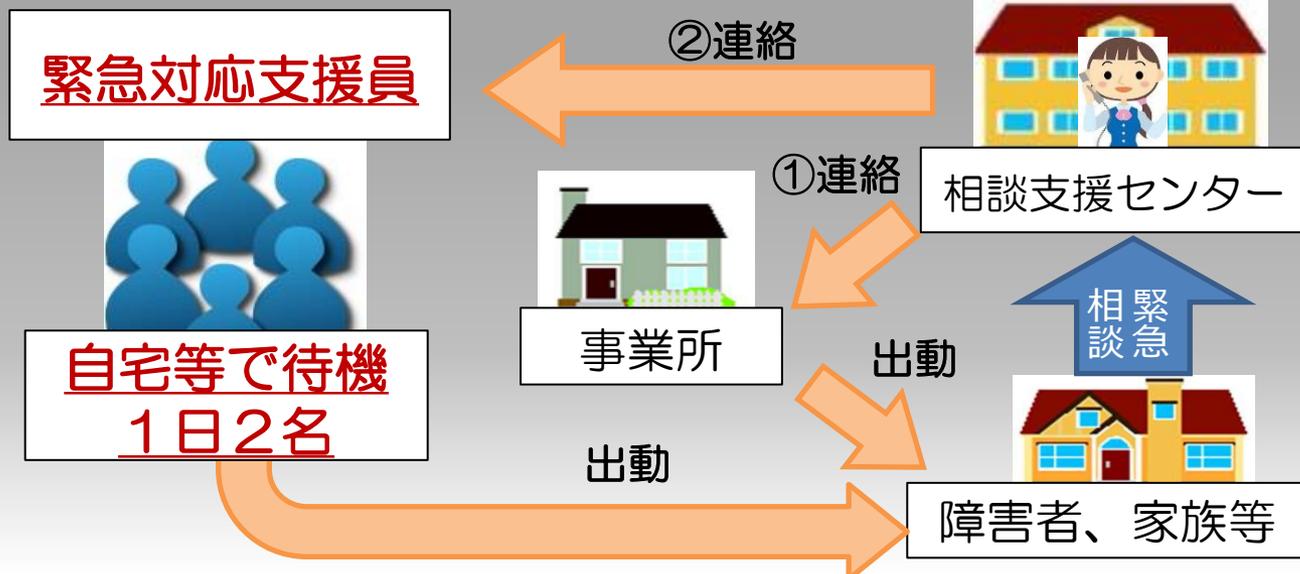
■ 大分市内の協力法人による輪番制

障害者の自宅等の現場確認

旧ホルト園等での一時保護における見守り

短期入所等までの送迎 等の直接支援

イメージ（案）



①相談者がサービスを利用している場合は、当該事業所の緊急番号に連絡し、情報収集、緊急対応の要請を行う。

② 障害者への直接支援が必要であり、事業所が緊急対応できないときに緊急対応の要請を行う。

相談・緊急対応の支援体制（開始時）

現在	0	3	6	9	12	15	18	21	24	
相談支援					委託相談					
緊急相談支援	----->								----->	

平日	0	3	6	9	12	15	18	21	24
相談支援					委託相談（通常用回線）				
緊急相談支援	=>				委託相談（緊急用回線）				各1名 =>
拠点の運営					事務職員配置（1名検討中）				
緊急対応支援員	=>							シフト制 =>	

緊急対応の延長あり

休日	0	3	6	9	12	15	18	21	24
相談支援					委託相談（通常用回線）				
緊急相談支援	=>				委託相談（緊急用回線）				各1名 =>
拠点の運営									
緊急対応支援員	=>				各法人によるシフト制				=>

夜間・早朝帯の精神障害者への対応について

自立支援協議会の委員（精神科医師）からの意見

現在、「大分県精神科救急電話相談センター」において、精神障害者の救急相談を受けているが、知的障害者等の相談内容とは質が大きく異なる。これを当該事業で行うと、おそらく相談支援専門員が疲弊してしまうだろう。

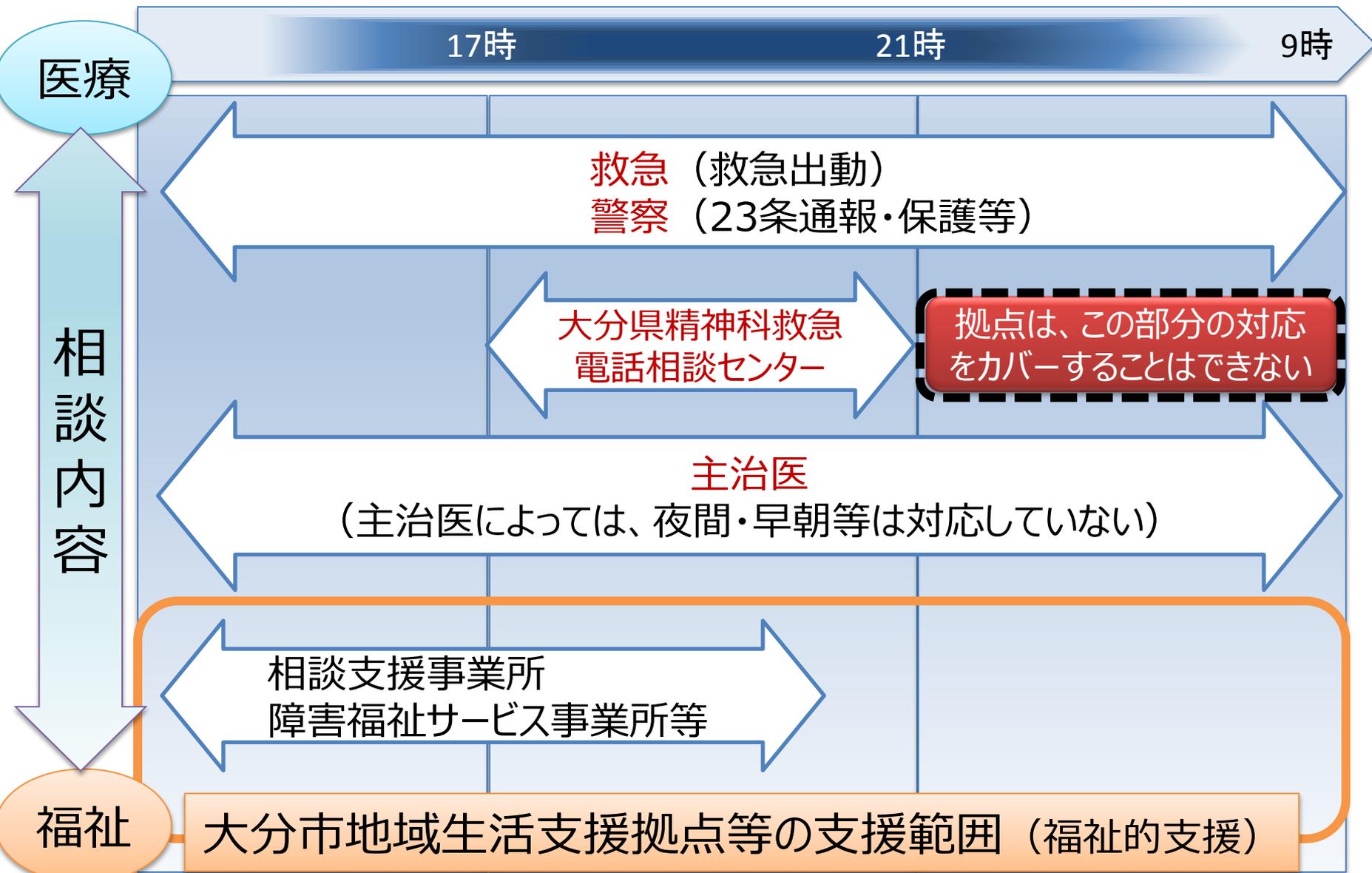
医療機関への連絡等の対応状況

- 大分県精神科救急電話センター（平日）17～21時
PSW、看護師対応（オンコール医師との連携あり）
- 夜間帯等で措置入院以外の入院・受診の見込みは低い
- 精神障害者の緊急時の対応の大半が警察対応

相談窓口は主に福祉職員であるため医療面の判断は困難
福祉的支援を基本とし、精神症状に起因する医療機関への
連絡は支援の対象としない

精神障害者への緊急対応（イメージ）

平日



支援対象者の事前登録制

他自治体のモデル事業報告において

- 短期入所等での受け入れの際は、障害者の疾病や服薬の種類・方法等の医療面の情報が最低限必要となる。
- 情報が得られた場合は、実際の緊急時には、事業所も余裕をもって対応が可能



- 相談支援専門員や緊急対応支援員、受け入れ事業所の負担の軽減を図り、迅速かつ適切な支援を可能とするため事前登録制の導入が望ましい
- 導入に当たっては、登録外の障害者の支援が対象外となってしまうことを懸念して、事前登録制を「原則」とし、登録外の者も支援対象

登録方法・様式等は今後検討

地域の体制づくり

(仮称) 大分市地域生活支援拠点等運営協議会の設置

- ① 地域生活支援体制を強化し、安定的に運営するために事務職員を配置し以下の業務を担う。
- ② 緊急対応支援員の待機・出勤に係る委託契約を円滑に行うため協議会を設置する

事務職員の勤務形態・業務内容

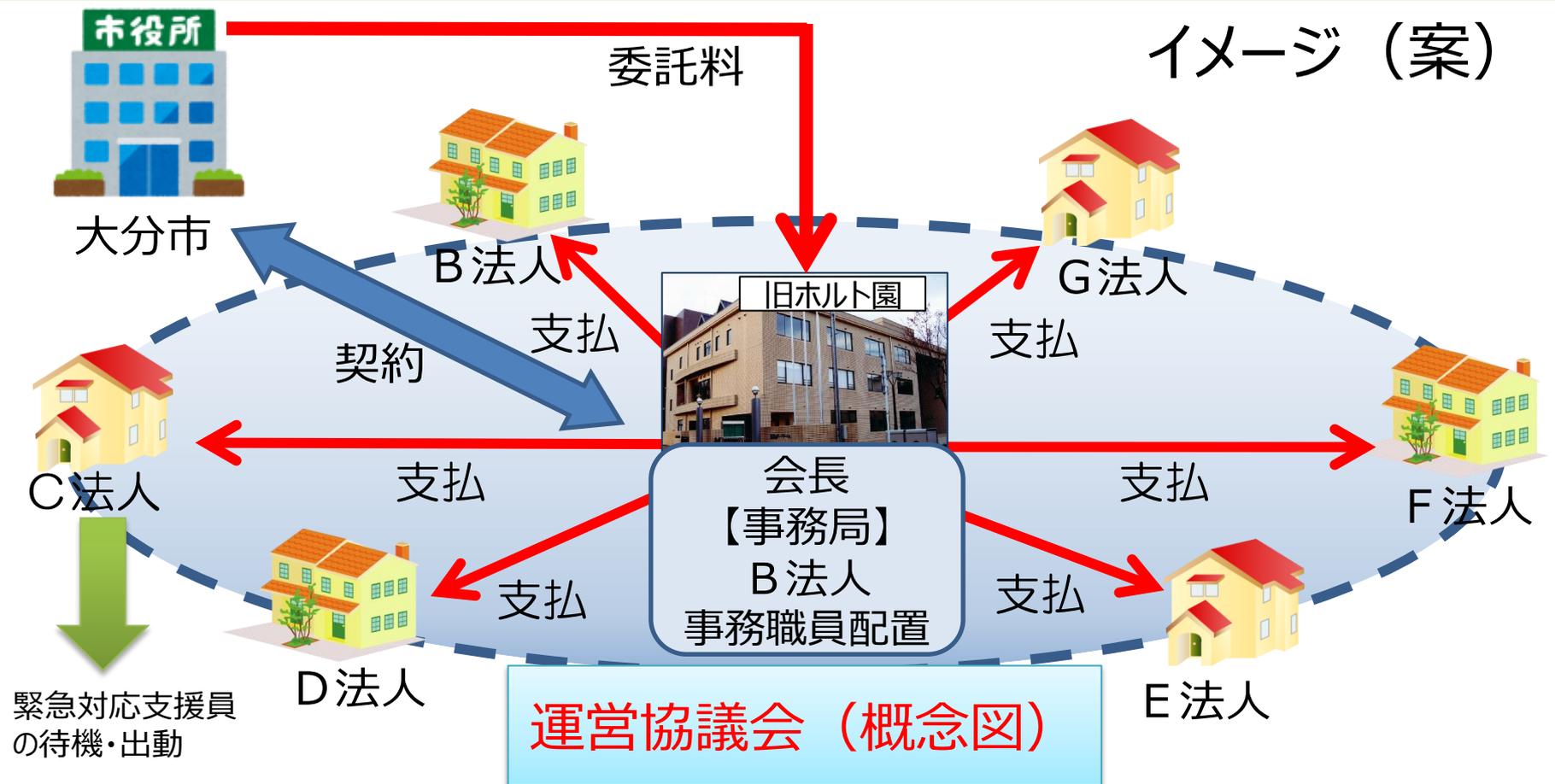
勤務時間：9時～18時

勤務場所：旧ホルト園（委託相談との連携）

- ① 短期入所等の専門性・空床の管理
- ② 緊急対応支援員の待機シフト（連絡先）作成
- ③ 障害福祉サービス事業所の緊急連絡先の管理
- ④ 専門的人材（確保・養成）研修会の企画・開催
- ⑤ 障がい者の事前登録制（原則）の管理
- ⑥ 参画法人への委託料支払い ⑦ 体制の課題の検証等

緊急対応支援員にかかる委託契約

緊急対応支援員に協力するために運営協議会に参画する法人を募り、大分市と運営協議会が委託契約を締結
緊急対応支援員の待機・出勤実績に応じ委託料を支払う。



体験の機会・場

自立生活促進事業
(市独自) ※地域生活支援事業

グループホーム

- ・アパート等による宿泊訓練
- ・緊急一時利用可
- ・通所者（事前登録制）
- ・1泊2日程度

- ・支給決定
- ・体験後の入居が前提
- ・日数限定（2週間前後
～最大30日間）

体験利用をもっと利用しやすくするために

- ・支援対象者の拡大
(知的⇒身体・知的・精神)
- ・契約法人の拡充
(現在5法人から増やす)

- ・日数下限の緩和（原則8日間～最大30日間）

専門的人材の確保・養成

- 日常の職務の遂行を通じたOJT
 - ⇒ 相談支援員、緊急対応支援員のスキルアップ
- 相談支援専門員連絡会等を活用し、緊急事例に基づいた研修会の定期的開催
 - ⇒ 困難事例の具体的な対応方法等の周知
委託相談と計画相談の連携強化

課題・検討事項

重症心身障害児者を対象とした医療型短期入所が市内には少ない（医療型短期入所 2 箇所）

⇒ 医療機関によるサービス提供体制の充実が必要

専門的設備は施設整備により優先的に整備する方針

⇒ 「地域の体制づくり」機能

大分市地域生活支援拠点等の機能

① 相談（緊急・常時）

365日対応の相談窓口の創設、開所時間の延長
段階的に開所時間の延長を検討

② 体験の機会・場

自立生活促進事業（市事業：アパート等による宿泊訓練等）の事業実施者・対象者の拡大等

③ 緊急時の受け入れ・対応

緊急一時宿泊室、緊急対応支援員による出動

④ 専門的人材の確保・養成

日常の職務の遂行を通じたOJT、定期研修会

⑤ 地域の体制づくり

運営協議会の設置、迅速対応できる各事業所との連携強化、重度者が利用できるGH・SS新規整備

整備目標

24時間365日途切れなく地域で暮らす障害者やその家族に寄り添える、複数法人による地域連携型で、法人の垣根を越えて、公立・中立性を保持し、誰もが安心して相談ができるコールセンターの創設を目指す。

目標の実現に向けた課題

- 無理なく持続可能な支援体制の構築
(人材確保、勤務形態の考案)
- 夜間帯等の支援ニーズの検証
(費用対効果の検証も含め)
- 各法人の理解・協力
(公立・中立的な連携型支援体制の構築のため)

今後の取り組み

H 2 8

■ 整備内容検討

- ① 協議会等の開催
- ② 整備内容取りまとめ
- ③ 事業周知
- ④ 協力法人募集

H 2 9

■ 運営開始の準備

- ① 事業周知
- ② 運営協議会設立
- ③ 管理簿等の作成
- ④ センター改修工事
- ⑤ 委託相談の移転

H 3 0 ~

■ 本格的スタート

- ① 事業周知
- ② 運用状況把握
- ③ 支援ニーズ検証
- ④ 検討・見直し

拠点づくりが目的ではなく
安心のしくみを機能させることが重要であり、
そこに支援体制構築の難しさがある。